

伊勢崎市企業立地促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市に工場等又は倉庫等を新設し、又は増設する企業の事業者に対して伊勢崎市企業立地促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、企業立地及び雇用の促進を図り、もって本市の産業振興及び市民生活の安定に資するため、予算の範囲内において奨励金を交付する。

2 前項の奨励金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる製造業の施設及び機械設備（専らその事業の用に供するものに限る。）並びに群馬県企業局（以下「企業局」という。）が造成した工業団地等の用地を企業局から取得した企業が当該用地に設置した施設及び機械設備をいう。
- (2) 倉庫等 日本標準産業分類に掲げる運輸業及び郵便業のうち倉庫業の施設及び機械設備（専らその事業の用に供するものに限る。）をいう。
- (3) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人をいう。この場合において、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第4号に規定する親会社及び同項第3号に規定する子会社の関係を有する企業が共同で同一敷地内において指定事業を行うときは、当該親会社及び子会社を一つの企業とみなす。
- (4) 指定事業 奨励金の交付の対象となる事業として指定した工場等又は倉庫等の新設又は増設及びそれに伴う雇用をいう。
- (5) 指定事業者 指定事業の指定を受けた企業をいう。
- (6) 固定資産税 伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）第54条に基づいて、本市が課する固定資産税（土地、家屋及び償却資産に

対し課する税をいう。)をいう。

(7) 都市計画税 伊勢崎市都市計画税条例（平成17年伊勢崎市条例第77号）第1条に基づいて、本市が課する都市計画税（土地及び家屋に対し課する税をいう。）をいう。

(8) 新設 企業が市内に土地を購入し、建築物のない当該土地に新たに工場等又は倉庫等を建設することをいう。

(9) 増設 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の規定により本市に届出をし、かつ、市内で操業している企業で、同一敷地内又は同項に規定する1の団地内において事業規模を拡大する目的で既存の工場等を拡張することをいう。

(10) 常時雇用 市内で操業する企業において、常時使用される従業員のうち、雇用期間の定めがないもの（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。）を雇用することをいう。

(11) 転入者 既に市外の工場等で常時雇用されている者のうち、工場等又は倉庫等の新設又は増設に伴い市内に住所を移し、当該工場等又は倉庫等に勤務する者をいう。

（奨励金対象事業等）

第3条 奨励金の対象とする事業は、指定事業の指定を受けた事業であって、対象となる要件、奨励金の額、交付期限等は、別表のとおりとする。この場合において、奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（指定事業指定申請）

第4条 指定事業の指定を受けようとする企業は、企業立地促進指定事業指定申請書（様式第1号）を、工場等又は倉庫等の新設又は増設に係る建築工事に着手する30日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、申請書と異なる時期に提出することができる。

(1) 資産及び負債に関する事項を記載した書類（直近の決算報告書、有価証

券報告書等の写し)

- (2) 法人の登記事項証明書
 - (3) 土地の登記事項証明書（新設の場合に限る。）
 - (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項に規定する検査済証の写し（開発行為を伴う新設の場合に限る。）
 - (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し
 - (6) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第4条第1項に規定する登録申請書の写し（倉庫等に限る。）
 - (7) 新設又は増設に係る工場等又は倉庫等の配置計画図
 - (8) 企業の代表者届出書兼委任状（様式第2号）（第2条第3号後段に規定する場合に限る。）
- （指定事業の指定等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を第3条の要件に照らして審査し、指定事業に指定するときは、企業立地促進指定事業指定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（操業開始の届出）

第6条 指定事業者は、工場等又は倉庫等が操業を開始した日から30日以内に操業開始届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 企業概要報告書（様式第5号）
- (2) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (3) 倉庫業法第5条第2項に規定する通知書の写し（倉庫等に限る。）
- (4) 建物の登記事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付申請書の様式等）

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、工場等又は倉庫等の操業開始後における固定資産税又は都市計画税（以下「固定資産税等」という。）が賦

課された翌年度とし、申請書の提出期限は、当該年度の１１月３０日までとする。

（記載事項）

第８条 規則第４条第１項第５号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 操業開始年月日
- (2) 奨励金の対象となる土地及び家屋の所在地番及び面積
- (3) 新設の場合は、土地の取得日又は都市計画法第３６条第２項に規定する検査済証の交付を受けた日（以下「検査済証交付日」という。）。増設の場合は、増設の工事完了日

２ 規則第４条第２項第５号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 所在証明書（初回申請のみ）
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項（直近の決算報告書、有価証券報告書等の写し）
- (3) 固定資産課税台帳記載事項説明書（公課証明書及び償却資産証明書）
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 市民税特別徴収事業者であることを証する書類
- (6) 契約書の写しのほか工事完了を証する書類（増設の初回申請の場合に限る。）
- (7) ６月以上継続して常時雇用している者の一覧並びに雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、健康保険証及び住民票の写し（初回申請のみ）
- (8) その他市長が必要と認める書類

３ 規則第４条第１項第３号に掲げる事項は、記載することを要しない。

４ 規則第４条第２項第３号及び第４号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

第９条 規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第７号のとおりとする。

（実績報告書の様式）

第１０条 規則第１３条の実績報告書の様式は、様式第８号のとおりとする。

（報告書の提出時期等）

第 1 1 条 規則第 1 3 条の報告書の提出時期は、交付申請をした年度内とする。

（奨励金の額の確定通知）

第 1 2 条 規則第 1 4 条の規定に基づく奨励金の額の確定通知の様式は、様式第 9 号のとおりとする。

（地位の承継）

第 1 3 条 合併、分割、譲渡その他の事由により、指定事業を引き継ぎ、指定事業者の地位を承継しようとする事業者（以下「申出者」という。）は、承継申出書（様式第 1 0 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し出なければならない。

- (1) 企業概要報告書（様式第 5 号）
- (2) 承継の事実を証する書類の写し
- (3) 申出者の資産及び負債に関する事項（直近の決算報告書、有価証券報告書等の写し）
- (4) 法人の登記事項証明書
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申出者は指定事業者の地位を承継し、奨励金（当該指定事業者に対し既に交付した奨励金を除く。）の交付を受けることができる。

（書類の整備等）

第 1 4 条 交付決定を受けた事業者は、奨励金対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該指定事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

（書類の経由）

第 1 5 条 規則及びこの要綱に基づき市長に提出する書類は、産業経済部企業誘致課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の「商工労働課」を「企業誘致課」に改める改正については、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

項目	要件	奨励金の額	交付期限	摘要
新設の場合に対する奨励金	交付申請時において、市民税特別徴収事業者であ	固定資産税等の納税額に 2 分の 1 を乗じて得た額と	工場等又は倉庫等の操業開始後において本市が課す	会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 4 号

	り、市税の滞納がなく、次の要件のいずれかを満たす指定事業者であること。 1 工場等又は倉庫等の新設するために都市計画法第8条第1項に規定する工業地域又は工業専用地域（以下これらの地域を「工業地域等」という。）内の用地を3,000平方メートル以上取得して建物を建設し、かつ、用地の取得日又は検査済証交付日から3年以内に指定事業者自らが操業を開始し、交付	する。	交付申請時の前年度分までの固定資産税等を完納（以下「完納」という。）した翌年度から起算して3箇年を限度として交付する。	に規定する親会社及び同項第3号に規定する子会社の関係を有する企業が、共同で同一敷地内において左欄に掲げるいずれかの要件を満たす事業を行う場合は、固定資産税等の納税者がそれぞれ異なる場合であっても一つの事業者とみなす。
--	---	------------	--	---

	申請時に工場等又は倉庫等が継続していること。 1 工場等又は倉庫等を新設するために前号に規定する工業地域等以外の市内における用地を6,000平方メートル以上取得して建物を建設し、かつ、用地の取得日又は検査済証交付日から3年以内に指定事業者自らが操業を開始し、交付申請時に工場等又は倉庫等が継続していること。 1 工場等又は倉庫等を新設するため			
--	--	--	--	--

	に群馬県企業局が造成した工業団地等の用地を当該企業局から取得（企業局の承認を受けて、用地の転売により取得したものを含む。）して建物を建設し、かつ、用地の取得日から3年以内に指定事業者自らが操業を開始し、交付申請時に企業局が承認した業務を継続していること。			
増設の場合に対する奨励金	交付申請時において、市民税特別徴収事業者であり、市税の滞納がなく、次	増設した工場等に係る固定資産税等（土地に課する税を除く。）の納税	増設した工場等の操業開始後における固定資産税等を完納した翌年度から起算	会社法第2条第1項第4号に規定する親会社及び同項第3号に規定する子会社

	の要件を全て満たす指定事業者であること。 1 工場等（製造業に限る。）の増設に係る建築面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定めるものをいう。）が500平方メートル以上であること。 1 増設工事の完了後1年以内に増設した工場等の操業を開始すること。 1 増設前の工場等で従業員（労働者派遣事業の適正な運営の確	額に2分の1を乗じて得た額とする。	して3箇年を限度として交付する。	の関係を有する企業が、共同で同一敷地内において左欄に掲げる要件を全て満たす事業を行う場合は、固定資産税等の納税者がそれぞれ異なる場合であっても一つの事業者とみなす。
--	--	--------------------------	-------------------------	---

	保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を除く。）を50人以上雇用していること。 1 工場等の増設に係る工事の契約日から起算して初回の交付申請時までに市内在住者を新規に2人以上かつ6月以上継続して常時雇用している、又は6月以上継続して常時雇用している転入者があること。			
雇用に	新設又は増	左欄に掲げ	工場等又は	会社法第2

対する 奨励金	設の場合に對する奨励金の要件を満たし、次の要件のいずれかを満たす指定事業者であること。 1 新設の場合にあっては土地の取得日又は検査済証交付日、増設の場合にあっては増設に係る工事の契約日以降に、市内在住者を新規に6月以上継続して常時雇用していること。 1 交付申請時において、6月以上継続して常時雇用している転入者であること。	る新規に常時雇用している者及び転入者1人につき20万円を乗じた額とする。	倉庫等の操業開始後又は増設した工場等の操業開始後における固定資産税等を完納した翌年度から起算して1箇年を限度として1回限りの交付とする。	条第1項第4号に規定する親会社及び同項第3号に規定する子会社の関係を有する企業が、共同で同一敷地内において左欄に掲げるいずれかの要件を満たす事業を行う場合は、それぞれの事業者で常時雇用されている者を同一事業者で常時雇用されている者とみなす。
--------------------	--	---	---	---

